

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保)濃縮個別09 R0
提出年月日	2022年4月15日

当社他施設との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保)濃縮個別09】の新規作成版である。

目 次

1. 概要	1
2. 当社他施設との整合性に係る説明	1
添付 ウラン濃縮加工施設保安規定と他施設保安規定との比較（品質・保安会議に係る事項の変更を除く）	

1. 概要

本資料は、ウラン濃縮加工施設保安規定と当社他施設保安規定との記載の整合性について説明するものである。

2. 当社他施設保安規定との整合性に係る説明

今回の保安規定において変更した条文のうち当社他施設保安規定と共通的な条文について、他施設保安規定の記載との整合性を添付に示す。

ウラン濃縮加工施設保安規定と他施設保安規定との比較（品質・保安会議に係る事項の変更を除く）

赤字下線部は今回の変更箇所を示す。

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物埋設施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
1	<p>【職務】</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行うマネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育</u>を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) ウラン濃縮工場長（以下「工場長」という。）は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(13) 運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第10条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。</p> <p>①この規定の変更</p> <p>②消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>③加工施設において地震、竜巻、火山（降灰）、<u>溢水、積雪、化学物質の放出、台風等の自然災害等</u>が発生した場合（以下「自然災害等発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>④重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合（以下「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>⑤非常時の措置</p> <p>⑥保安教育の実施計画</p> <p>⑦<u>加工施設の定期的な評価</u></p> <p>(14)～(22) (略)</p>	<p>【抜粋】</p> <p>【職務】</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認、事故等に係る記録並びに再処理施設内において溢水が発生した場合（以下「溢水発生時」という。）、化29学薬品漏えいが発生した場合（以下「化学薬品漏えい発生時」という。）、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び再処理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(50) 保安管理課長は、第124条に基づき再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p>	<p>【抜粋】</p> <p>【職務】</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(55) 防災業務課長は、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(48) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画、事故等に係る記録並びに火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び廃棄物管理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(50) 保安管理課長は、第59条に基づき廃棄物管理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p>	<p>【抜粋】</p> <p>【職務】</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(11) <u>安全管理課長は、埋設施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む火災発生時の体制の整備、自然災害等発生時の体制の整備、非常時等^{※1}の通信連絡手順の整備及び保安教育の総括に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</u></p> <p>※1：この規定において、「非常時等」とは、異常に至ると想定される火災及び自然災害等の発生時、異常時並びに非常時をいう。</p> <p>(17) <u>評価技術課長は、排水監視に関する調査、覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等及び埋設施設の定期的な評価等の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行う。</u></p>	<p>○：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の体制の整備、自然災害等発生時の体制の整備の表現を再処理施設に做って適正化 ・重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備の表現を火災等発生時に做って適正化 <p>○：定期的な評価の職務を他施設に做って明確化</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物貯蔵施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	(23) 別表1に示す施設の管理を担当する課長(以下「管理担当課長」という。)は、施設の管理に係る業務を行う。 また、同表に示す施設の点検、工事等を担当する課長(以下「 <u>保修担当課長</u> 」という。)は、施設の <u>点検、工事等</u> に係る業務を行う。	(61) 別表1の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。 また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務(統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務は除く。)を行う。	(53) 別表1の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。	(23) 別表1の <u>管理担当課長</u> は、 <u>施設の管理に関する業務を行い、保修担当課長は、施設の点検、工事等に関する業務</u> を行う。	○：保修担当課長の定義を再処理施設に倣って適正化
2	(操作上の一般事項) 第17条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。 (1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。 (2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。 (3) 警報作動時の措置に関すること。 2 各課長は、前項に基づき手順書を制定するに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。	(操作上の一般事項) 第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。 (1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること (2) 警報作動時の措置に関すること 2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。 3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 4 管理担当課長は、操作を行う際に目につきやすい場所に、別表4に定める核的制限値を表示する。 5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等を複数の者に行わせる。また、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析を行う場合は、標準試料と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。 6 統括当直長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を施設し、開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結果を報告させた上で行う。 7 統括当直長は、別表5に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合は、監視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。 ただし、保安上必要な場合を除く。 8 統括当直長は、第3章(第2節は除く。)、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合(第56条第1項第3号に該当する場合は除く。)は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。 9 各職立は、安全機能を有する施設の誤操作を防止するための措置を講じる。	(操作上の一般事項) 第12条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。 (1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること (2) 警報作動時の措置に関すること 2 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 3 貯蔵管理課長は、ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。		○：警報作動時の対応を再処理施設に倣って適正化

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物埋設施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
3	<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u> <u>第21条の2 運営管理課長は、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)を作成し、事業部長の承認を得る。</u> <u>また、本文書は、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u> <u>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条より配置する。</u> <u>また、初期消火活動のために必要な要員を第75条より9名以上(濃縮・埋設事業所常駐)配置する。</u> <u>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条より実施する。</u> <u>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u> <u>また、初期消火活動のために必要な通称設備として専用回線を使用した通称設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表4の2に示す化学消防自動車等を配備する。</u></p> <p><u>2 各課長は、前項の文書に基づき、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u> <u>また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</u></p> <p><u>3 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u> <u>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u> <u>5 工場長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備のUF₆排気等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>(火災発生時の体制の整備) 第29条の2の2 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画(火災防護計画)を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。 (1) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置(初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。) (2) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備(初期消火活動のために必要な別表7の2に示す設備等を含む。) (4) 再処理施設における可燃物の適切な管理 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長は、第25条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。 4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理*及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。 *：この規定において、「再処理」とは、使用済燃料からウラン及びプルトニウムを分離するために使用済燃料を処理することをいう。 また、「せん断処理施設、溶解施設、分離施設、精製施設(ウラン精製設備又はプルトニウム精製設備)又は脱硝施設(ウラン脱硝設備又はウラン・プルトニウム混合脱硝設備)における再処理」とは、各々の施設(各々の設備)において使用済燃料からウラン又はプルトニウム(分離施設においてはプルトニウム)を分離するために使用済燃料又は使用済燃料から分離された物を処理することをいう。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備) 第12条の3 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画(火災防護計画)を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。 (1) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置(初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。) (2) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備(初期消火活動のために必要な別表2の2に示す設備等を含む。) (4) 廃棄物管理施設における可燃物の適切な管理 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火災発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長及び貯蔵管理課長は、第11条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。 4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備) 第50条の2 <u>安全管理課長</u>は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」)として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。 (1) 火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 (2) 火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練を実施する。 (3) 火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 2 各職位は、前項の文書に基づき、火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。 3 <u>安全管理課長</u>は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 5 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄物の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>○： ・火災発生時の体制の整備について、再処理施設に倣って記載箇所変更(施設の操作へ移動) ・表現、記載事項について、他施設に倣って適正化</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物埋設施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
4	<p><u>(自然災害等発生時の体制の整備)</u> 第21条の3 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。 また、本文書は、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p><u>(1) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条より配置する。</u> <u>(2) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条より実施する。</u> <u>(3) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p>2 各課長は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 工場長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備のUF₆排気等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>6 各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<p>(その他自然災害発生時の体制の整備) 第29条の6 技術課長は、その他自然災害（地震その他再処理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。）発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 工場長は、その他自然災害の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合も含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(その他自然災害発生時の体制の整備) 第12条の6 技術課長は、その他自然災害（地震その他廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。）発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 工場長は、その他自然災害の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(自然災害等発生時の体制の整備) 第50条の3 <u>安全管理課長</u>は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設 異常・非常時対策要領」）として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 (2) 自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練を実施する。 (3) 自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各職位は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 <u>安全管理課長</u>は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 5 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄物の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>6 開発設計部長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<p>○： ・自然災害等発生時の体制の整備について、再処理施設に倣って記載箇所変更（施設の操作へ移動） ・表現、記載事項について、他施設に倣って適正化</p>
		<p>(溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備) 第29条の3 技術課長は、溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設</p>			<p>×：溢水、化学物質の放出については、自然災害等発生時の体制の整備にて記載</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物貯蔵施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
		<p>設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、溢水及び化学薬品漏えいの影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>			
		<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第29条の5 技術課長は、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火山現象の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合と判断した場合は、あらかじめ定</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第12条の5 技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火山現象の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合と判断した場合は、あらかじめ</p>		<p>×：火山については、自然災害等発生時の体制の整備にて記載</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
		める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。	め定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。		
5	<p><u>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第 21 条の 4 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の各号を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>また、本文書は、添付 2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</u></p> <p><u>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</u></p> <p><u>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p><u>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</u></p> <p><u>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</u></p> <p><u>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>3 各課長は、第 1 項の文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>4 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>				<p>○：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備について、実用炉に倣って記載箇所変更（施設の操作へ移動） ・表現、記載事項について、火災発生時の体制の整備等の変更を踏まえ適正化

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物貯蔵施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
6	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第51条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニターにより監視し、排気口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表19に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 運転管理課長は、別表20に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表21に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。ただし、別表21に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p> <p>(5) 廃棄物管理課長は、別表20に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。</p> <p><u>(6) 運転管理課長は、第4号の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<p>(大気への放出)</p> <p>第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表42に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表41に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、第2項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第31条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニター及び冷却空気出口シャフトモニターにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表10に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、第2項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第35条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表9に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表10に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表11に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p> <p>5 放射線管理課長は、第3項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できるよう、低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。</p>	<p>○：排気口からの放出結果の表示について、他施設に倣って追加</p>
7	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第53条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者及び一時立入者の放射線による被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第89条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第31条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第36条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者及び一時立入者の放射線による被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>○：放射線管理に係る基本方針の記載について、廃棄物貯蔵施設に倣って適正化</p>
8	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第65条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表27に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第101条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表46に定めるところにより測定する。ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。ただし、別表11に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表16に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第46条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p>	

No.	ウラン濃縮工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物貯蔵施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p>3 放射線管理課長は、<u>第1項による</u>管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p> <p><u>4 放射線管理課長は、第1項による周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<p>3 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示する。</p> <p>(環境監視) 第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。 2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び総括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。 3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。 4 環境管理課長は、第1項 別表48の周辺監視区域境界付近の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>4 環境管理課長は、第2項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p>5 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近に表示する。</p> <p>6 環境管理課長は、第2項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>3 放射線管理課長は、第1項による管理区域における外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び表面密度の測定結果並びに第38条に定める管理区域の区域区分の状況を低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。</p> <p>4 放射線管理課長は、第1項による周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できるよう、低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。</p>	<p>○：周辺監視境界付近の測定結果の表示について、他施設に倣って追加</p>
9	<p>(通信連絡手順の整備) <u>第77条の2 運営管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</u></p> <p>(漏えい管理) 第24条 (略) <u>6 運転管理課長は、分析室のフード等にて核燃料物質等を使用する場合は、フード開口部の面速が0.5m/s以上であることを確認する。</u> <u>なお、設計基準事故等*により空調機能や電源等を喪失した場合は、分析室のフード等での作業を停止する。</u></p> <p><u>*：この規定において、「設計基準事故等」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される事象並びに重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異状をいう。</u></p>	<p>(通信連絡手順の整備) 第111条の2 技術課長は、設計基準事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>*：この規定において、「設計基準事故等」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される事象をいう。</p>	<p>(通信連絡手順の整備) 第49条の2 技術課長は、安全設計上想定される事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>*：この規定において、「安全設計上想定される事故等」とは、安全設計上想定される事故及び安全設計上想定される事故に至るまでの間に想定される事象をいう。</p>	<p>(通信連絡手順の整備) 第55条の2 <u>安全管理課長</u>は、非常時等に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(職務) 第8条 <u>(11) 安全管理課長は、埋設施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む火災発生時の体制の整備、自然災害等発生時の体制の整備、非常時等*^{※1}の通信連絡手順の整備及び保安教育の総括に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</u></p> <p><u>※1：この規定において、「非常時等」とは、異常に至ると想定される火災及び自然災害等の発生時、異常時並びに非常時をいう。</u></p>	<p>○：通信連絡手順の整備について、他施設に倣って追加</p> <p>○：設計基準事故等の定義について、他施設に倣って追加</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物埋設施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○:反映要、×反映不要)
12	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第78条 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からのUF₆漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。)、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p>なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第111条の3 管理担当課長、電気保全課長及び火災防護課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路並びに避難用及び作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。</p> <p>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第49条の3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、安全設計上想定される事故等が発生した場合に事業所内の人の退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。</p> <p>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第55条の3 保全課長は、低レベル廃棄物管理建屋に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>2 保全課長は、廃棄物埋設地に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路を整備する。また、点検路及び点検管に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>3 保全課長は、可搬式照明を埋設クレーンへ配備する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</p> <p>なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	○:安全避難通路等の表題について、他施設に倣って適正化
13	<p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第89条 運営管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 加工施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>3 各課長は、第1項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 運営管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、品質・保安会議の審議を受け、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p>	<p>(再処理施設の定期的な評価)</p> <p>第124条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 再処理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議及び核燃料取扱主任者の確認を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>(廃棄物管理施設の定期的な評価)</p> <p>第59条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を必要とすると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価の承認を行うに当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>(埋設施設の定期的な評価等)</p> <p>第65条 評価技術課長は、10年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、又は廃止措置計画を定めようとする時に、次の各号に定める事項及びその他の最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設安全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 以下を含む埋設施設に係る監視及び測定の結果 イ 排水・監視設備における排水の監視及び測定の結果 ロ 別図2に示す廃棄物埋設地近傍における地下水採取孔において採取する地下水の水質に係る監視及び測定の結果(覆土完了後に実施)</p> <p>ハ 別図2に示す場所における地下水位の測定の結果(覆土完了前では周辺監視区域境界付近の地下水位測定孔の測定が対象であり、廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施)</p> <p>(2) 廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設し、状態変化を確認する類似環境下での原位置試験の結果(覆土完了後に実施)</p> <p>(3) 必要に応じて第2号を補完する室内試験の結果</p> <p>(4) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 評価技術課長は、前項の各号のうち覆土完了後に実施する事項及びその他の試験等を行うに当たっては、その具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験等の管理を行う。</p> <p>3 評価技術課長は、第1項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 評価技術課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p>	○: ・濃縮安全委員会への諮問に係る表現を他施設に倣って適正化(他条文の同様記載も適正化) ・品質・保安会議の審議を他施設に倣って明確化

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物埋設施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
				<p>(1) 第1項の最新の知見は、埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>5 <u>評価技術課長</u>は、第3項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>7 <u>評価技術課長</u>は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>8 <u>評価技術課長</u>は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第6項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>9 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第5項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	
14	<p>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 (第21条の2、第21条の3 関連) 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第21条の2に基づき初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊(第74条に定める非常時対策組織と同じ)に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1(体制の整備)に示す。</p>	<p>【抜粋】 添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準 (第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6 関連)</p> <p>1 火災 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1から1.4を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。 また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1.1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害(非常事態を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。 (3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p>	<p>【抜粋】 添付1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準 (第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6 関連)</p> <p>1 火災 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1から1.4を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1.1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害(非常事態を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。 (3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p>	<p>【抜粋】 添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 (第50条の2及び第50条の3 関連)</p> <p>1 火災 <u>安全管理課長</u>は、火災発生時のための体制の整備として、次の1.1から1.4を含む「<u>廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領</u>」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置 <u>安全管理課長</u>は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自衛消防隊(第52条に定める非常時対策組織と同じ)に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p>	○：火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準の表現、記載事項について、再処理施設に倣って適正化

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物貯蔵施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</p>	<p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 初期消火要員 通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10 名以上を再処理事業所に常駐させる。</p> <p>c. 自衛消防隊 (a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。 (b) 自衛消防隊は、10 班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。 (c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 2 教育訓練の実施 防災業務課長及び運転部長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育 防災業務課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</p> <p>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練 防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 操作員に対する教育訓練 運転部長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>a. 再処理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</p> <p>(a) 火災及び爆発から防護すべき安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等（「放射性物質貯蔵等の機器等」とは、安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたものをいう。）</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</p>	<p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 初期消火要員 通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10 名以上を再処理事業所に常駐させる。</p> <p>c. 自衛消防隊 (a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。 (b) 自衛消防隊は、10 班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。 (c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 2 教育訓練の実施 防災業務課長及び貯蔵管理課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育 防災業務課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</p> <p>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練 防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 操作員に対する教育訓練 貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</p> <p>(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（安重機能を有する機器等並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち安重機能を有する機器等を除いたものをいう。）</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</p>	<p>1.2 教育訓練の実施</p> <p><u>安全管理課長</u>は、該当する要員に対して、第 63 条に関連する火災発生時に対応する活動に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</p>	

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物埋設施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p>1.3 資機材の配備 各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 手順書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、<u>内部火災については</u>、UF₆を内包する機器を設置する2号発回均質室（2号Qマ室を含む）、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室及びCウラン貯蔵室・Bウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。 <u>(1)内部火災</u> 1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。 2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。 3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。 4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。 5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。 6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。 7) 火災発生時の消火の方法（<u>遠隔消火設備の使用法を含む</u>）に関すること。 8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</p>	<p>(c) 火災感知設備 (d) 消火設備 (e) 火災及び爆発の影響軽減対策 (f) 火災影響評価 b. 再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練 (4) 消防訓練 防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。 1. 3 資機材の配備 防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。 1. 4 手順の整備 (1) 防災業務課長は、再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。 a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等 b. 再処理施設における安重機能を有する機器等及び放射生体物質貯蔵等の機器等 火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと c. 前b.を除く再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等 e. 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるための消火活動における運用及び留意事項 (2) 各職位は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 火災が発生していない平常時の対応 (a) 統括当直長は、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。</p>	<p>(c) 火災感知設備（自動火災報知設備） (d) 消火設備 (e) 火災及び爆発の影響軽減対策 (f) 火災影響評価 b. 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練 (4) 消防訓練 防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。 1. 3 資機材の配備 防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。 1. 4 手順の整備 (1) 防災業務課長は、廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。 a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等 b. 廃棄物管理施設における火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと c. 前b.を除く廃棄物管理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等 (2) 各職位は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 火災が発生していない平常時の対応 (a) 貯蔵管理課長は、制御室に設置する火災報知器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。 (b) 貯蔵管理課長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。</p>	<p>1.3 資機材の配備 事業部長は、火災発生時の対応のために、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 文書の整備 <u>安全管理課長</u>は、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 (1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。 (2) 可燃物の持ち込みを必要最小限とし、適切に防火措置を講じること。 (3) 埋設クレーンは、使用するとき以外は制御電源を切ること。また、以下に示す対応を行うこと。 1) 漏電防止のため埋設クレーンの電動機を接地すること。 2) 埋設クレーンの周辺には高温となる機器を設置しないこと。 3) 電気系統は、保護継電器及び遮断器により、地絡及び地絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止すること。 4) 埋設クレーンの潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器の中に封入するとともに、シール構造により漏えい防止を図ること。 (4) 火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検を行うこと。 (5) 3号埋設クレーンに設置するITVカメラにより、火災につながるおそれがある潤滑油の漏えいも発見できるようにすること。 (6) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。 (7) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。 (8) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡を含む）に関すること。 (9) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p>	<p>○：外部火災について、再処理施設に倣って記載箇所変更（自然災害から火災へ移動）</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物貯蔵施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○: 反映要、×反映不要)
	<p>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止の措置に関すること。</p> <p>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</p> <p>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p>	<p>(b) 統括当直長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認する。消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。</p> <p>b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災発生時の対応</p> <p>(a) 統括当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</p> <p>(b) 統括当直長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>c. 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応</p> <p>(a) 統括当直長は、火災感知器により火災を検知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>(b) 統括当直長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応統括当直長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</p> <p>e. 消火活動 各職位は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>f. 防火監視 統括当直長は、可燃物の持ち込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</p> <p>g. 可燃物の持ち込みと保管 各職位は、再処理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持ち込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</p> <p>h. 可燃性又は難燃性の雑固体の一時集積及び保管時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止統括当直長及び各課長は、再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</p> <p>i. 火気作業 各職位は、再処理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。</p> <p>(a) 火気作業前の計画作成 (b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</p>	<p>b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災及び爆発の発生時の対応</p> <p>(a) 貯蔵管理課長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</p> <p>(b) 貯蔵管理課長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>c. 制御室における火災及び爆発発生時の対応</p> <p>(a) 貯蔵管理課長は、火災感知器により火災を検知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>(b) 貯蔵管理課長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応 貯蔵管理課長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</p> <p>e. 消火活動 貯蔵管理課長は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</p> <p>f. 防火監視 貯蔵管理課長は、可燃物の持ち込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</p> <p>g. 可燃物の持ち込みと保管 各職位は、廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持ち込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</p> <p>h. 可燃性又は難燃性の固体廃棄物貯蔵時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止 各職位は、廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</p> <p>i. 火気作業 各職位は、廃棄物管理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。</p> <p>(a) 火気作業前の計画作成 (b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置 (c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等） (d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理 (e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</p>	<p>(10) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>(11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>(12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p>	

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物貯蔵施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p>(2) 外部火災</p> <p>1) 防火帯の維持及び管理に関すること。</p> <p>2) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</p> <p>3) 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</p> <p>① 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設的设计変更による影響評価の確認</p> <p>② FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</p> <p>③ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</p> <p>4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</p> <p>5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。</p>	<p>(c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</p> <p>(d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</p> <p>(e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</p> <p>(f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限</p> <p>(g) 火気作業に関する教育</p> <p>j. 化学薬品の取扱い及び保管</p> <p>各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</p> <p>k. 火災防護に必要な設備の機能維持</p> <p>管理担当課長及び保守担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び整備</p> <p>防災業務課長は、火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び整備を実施する。</p> <p>m. 消火活動に必要な設備の管理</p> <p>防災施設課長及び管理担当課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を管理する。</p> <p>n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</p> <p>各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋及び屋外に設置する外部火災防護対象施設が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更にあたっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</p> <p>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</p> <p>(a) 管理担当課長は、外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する。また、対策に必要な資機材を整備する。</p> <p>(b) 統括当直長は、必要に応じて、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する。</p> <p>(c) 統括当直長は、必要に応じて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気との連絡口を遮断し、操作員への影響を防止する。</p> <p>p. 外部火災に対する消火活動</p> <p>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</p> <p>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</p> <p>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、FARSITEの入力条件</p>	<p>(f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限</p> <p>(g) 火気作業に関する教育</p> <p>j. 化学薬品の取扱い及び保管</p> <p>各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</p> <p>k. 火災防護に必要な設備の機能維持</p> <p>管理担当課長及び保守担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び整備</p> <p>防災業務課長は、火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び整備を実施する。</p> <p>m. 消火活動に必要な設備の管理</p> <p>防災施設課長及び管理担当課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を管理する。</p> <p>n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</p> <p>各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更にあたっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</p> <p>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</p> <p>貯蔵管理課長は、外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p>p. 外部火災に対する消火活動</p> <p>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</p> <p>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</p> <p>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</p> <p>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</p> <p>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</p>		<p>○：外部火災について、再処理施設に倣って記載箇所変更（自然災害から火災へ移動）</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物埋設施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p>6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関する事。</p> <p>7) 外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関する事。</p> <p>また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関する事。</p> <p>8) 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関する事。</p> <p>1.5 定期的な評価</p> <p>1) 各課長は、1.1 から 1.4 の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</p> <p>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p>	<p>である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</p> <p>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</p> <p>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</p> <p>s. 再処理停止等の措置</p> <p>(a) 統括当直長は、敷地内の外部火災が発生した場合は、使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</p> <p>(b) 統括当直長は、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、再処理施設が影響を受ける場合には使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</p> <p>1. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>1. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>1. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じさせる。</p> <p>1. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>1.5 評価・改善</p> <p><u>安全管理課長</u>、火災発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長はその報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>1.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄物の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>○：定期的な評価について、再処理施設に倣って適正化</p> <p>×：生産運転停止等の措置は、事象毎に記載している。</p>
15		<p>2 溢水</p> <p>技術課長は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1 から 2. 4 を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 109 条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、溢水対応全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、初期消火要員及び自衛消防隊の消火班に対して、火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消</p>			<p>×：溢水は、自然災害等にて記載している。</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物埋設施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
		<p>防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 運転部長は、操作員に対して、溢水発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備 各職位は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順の整備 (1) 各職位は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 継続的な肉厚管理 保修担当課長は、溢水による損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</p> <p>b. 溢水発生時の現場等の確認 統括当直長は、配管の想定破損による溢水、地震力による溢水及びその他溢水が発生した場合においては、現場等を確認する。</p> <p>c. 溢水発生後の排水作業 統括当直長は、溢水発生後の滞留区画等での排水作業を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、2. 1 から2. 4 の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、2. 1 から2. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>2. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、溢水の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>5 火山影響等及び降雪発生時 技術課長は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1 から5. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p>	<p>3 火山影響等発生時 技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1 から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p>		<p>×：火山・降雪は、自然災害等にて記載している。</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物貯蔵施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
		<p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 109 条に定める必要な要員を配置する。また、統括当直長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 各職位は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 運転部長は、操作員に対して、火山影響等及び降雪発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 管理担当課長及び保守担当課長は、課員に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練並びに火山事象及び降雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(4) 各職位は、非常時要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の第 1 非常用ディーゼル発電機、第 2 非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 各職位は、降下火砕物及び積雪の除去等の屋外作業時に使用する道具、防護具等を配備する。</p> <p>5. 4 手順の整備</p> <p>(1) 各職位は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>(a) 統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物から防護する施設（安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器が対象であり、以下「降下火砕物防護対象施設」という。）を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。</p> <p>(b) 統括当直長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</p> <p>b. 降下火砕物及び積雪の除去作業</p> <p>(a) 管理担当課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じフィルタの清掃又は交換を実施する。</p> <p>(b) 統括当直長は、降灰後は設計対処施設（降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた室内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設が該当する。）</p>	<p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 47 条に定める必要な要員を配置する。また、貯蔵管理課長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 各職位は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、火山影響等発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 貯蔵管理課長は、課員に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練並びに火山事象より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 各職位は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>3. 4 手順の整備</p> <p>(1) 各職位は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>(a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。</p> <p>(b) 貯蔵管理課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</p> <p>b. 降下火砕物の除去作業</p> <p>(a) 貯蔵管理課長は、降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</p>		

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物貯蔵施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
		<p>への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</p> <p>また、上記以外の降下火砕物及び積雪の除去作業については、降灰及び降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に実施する。</p> <p>c. 制御建屋中央制御室の居住性確保に関する対策</p> <p>(a) 統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講じる。</p> <p>(b) 安全ユーティリティ課長は、降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃若しくは交換を実施する。</p> <p>d. 降灰の再処理施設への影響確認</p> <p>管理担当課長は、降灰が確認された場合は、再処理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持</p> <p>管理担当課長及び保修担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、5. 1 から5. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、5. 1 から5. 4の活動の実施結果をとりまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>5. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火山影響等及び降雪発生時の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置*について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>*：火山影響等発生時における使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p>	<p>c. 制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合の対策</p> <p>(a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p>d. 降灰の廃棄物管理施設への影響確認</p> <p>貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合は、廃棄物管理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持</p> <p>貯蔵管理課長及び保修担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、3. 1 から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、3. 1 から3. 4の活動の実施結果をとりまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>3. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火山影響等発生時の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置*について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>*：火山影響等発生時におけるガラス固化体の受入れの停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p>		

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物埋設施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p>2. 自然災害等 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 2.1 から 2.4 を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置 運営管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第 74 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模異変発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき自然災害等発生時の対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 各課長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 手順書の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。また、各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p> <p>1) 地震 ① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 ② 地震発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF₆ 排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 また、地震の発生が予測される場合において実施する均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転の停止に関すること。 ③ 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 竜巻 ① UF₆ を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護</p>	<p>6 地震 技術課長は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 6. 1 から 6. 4 を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 109 条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施 (1) 技術課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 運転部長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備 各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順の整備 (1) 各職位は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 波及的影響防止 (a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、耐震重要施設（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設をいい、耐震 S クラスに属する施設）に対する下位クラス施設の以下 4 つの観点並びに溢水、化学薬品漏えい及び火災の観点における波及的影響を防止する。 なお、下位クラス施設としては、耐震 B クラス及び C クラスの施設を考慮する。 ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p>	<p>4 地震 技術課長は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 4. 1 から 4. 4 を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 47 条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 (1) 技術課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備 各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順の整備 (1) 各職位は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 波及的影響防止 (a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、安全上重要な施設に対する下位クラス施設の以下 4 つの観点における波及的影響を防止する。 なお、下位クラス施設としては、耐震 B クラス及び C クラスの施設を考慮する。 ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ. 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響 エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響 b. 地震発生時の廃棄物管理施設への影響確認 貯蔵管理課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱</p>	<p>2 自然災害等 安全管理課長は、自然災害等発生時のための体制の整備として、次の 2.1 から 2.4 を含む「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置 安全管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 52 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.2 教育訓練の実施 安全管理課長は、該当する要員に対して、第 63 条に関連する自然災害等発生時の対応に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 事業部長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 文書の整備 安全管理課長は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。 各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 地震 1) 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 2) 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 (2) 火山（降灰） 1) 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び埋設施設への影響を確認するための点検に関すること。 2) 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p>	<p>○：自然災害等の記載について、記載事項について、再処理施設に倣って適正化</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p>施設として設定することに関すること。</p> <p>② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。</p> <p>③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。</p> <p>なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間取るべき離隔距離（200m）を考慮し図-1のとおりとする。</p> <p><u>④ 放射性固体廃棄物のドラム缶等の容器の固縛による飛散防止に関すること。</u></p> <p><u>⑤ 竜巻の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p>⑥ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>3) 火山（降灰）</p> <p>① UF₆を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② <u>防護施設に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。</u> <u>また、防護施設以外の建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業に関すること。</u></p> <p>③ <u>火山事象の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u> <u>また、火山事象が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p>④ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>4) 溢水</p> <p>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関すること。</p> <p>② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理</p>	<p>工. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>b. 地震発生時の再処理施設への影響確認</p> <p>管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p>		

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物埋没施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p>体制及び判断基準に関すること。</p> <p>5) 積雪</p> <p>① 屋外軽油タンク及び配管の上部に積雪が確認された場合の除去作業に関すること。</p> <p>② 積雪の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>6) 化学物質の放出</p> <p>① 敷地内において UF₆ 等の化学物質の放出又は放出のおそれにより、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF₆ 排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、化学物質の放出が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</p> <p>② 化学物質の放出の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>7) 台風等</p> <p>① 六ヶ所村への大型台風の<u>上陸等により、大気圧が 960hPa を下回るおそれがある場合において実施する気圧の監視強化、各設備の槽類の加熱停止の措置に関すること。</u></p> <p>② <u>台風等の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>2.5 定期的な評価</p> <p><u>1) 各課長は、2.1 から 2.4 の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</u></p>	<p>6. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、6. 1 から 6. 4 の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、6. 1 から 6. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>6. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、地震の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある<u>と判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合を含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、4. 1 から 4. 4 の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、4. 1 から 4. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>4. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、地震の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある<u>と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>2.5 評価・改善</p> <p><u>安全管理課長は、自然災害等発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長は、その報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p>2.6 埋没施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>センター長は、自然災害等の影響により埋没施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある<u>と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>○：定期的な評価について、再処理施設に倣って適正化</p> <p>×：生産運転停止等の措置は、事象毎に記載している。</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物貯留施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
16	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 (第21条の4 関連)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF₆漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 体制の整備 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常時対策組織 非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及びひげり者）を定める。</p> <p>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、厚生班）で構成する。</p> <p>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</p> <p>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。</p> <p>② 運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。</p> <p>③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。</p> <p>④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF₆等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。</p> <p>⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。</p> <p>⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。</p> <p>⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。</p> <p>⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。</p> <p>⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。</p> <p>⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。</p> <p>⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。</p> <p>⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</p> <p>(2) 非常時対策組織要員の確保</p>				<p>○：重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準の表現、記載事項について、火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準の変更を踏まえ適正化</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○:反映要、×反映不要)
	<p>実施組織は、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する(図-1参照)。</p> <p>また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織(実施組織及び支援組織)を立ち上げる(図-1参照)。</p> <p>(3) 社外組織からの支援</p> <p>加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態に急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p> <p>また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点</p> <p>非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重量を想定し、UF₆の特性及びUF₆の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。</p> <p>② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。</p> <p>なお、訓練は、気体状のUF₆等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。</p> <p>また、定期的に要員の召集訓練を実施する。</p> <p>③ 事故対応に使用する資機材等の繰り返し取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能のように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p>				

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p>また、表-1に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。</p> <p>なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</p> <p>① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策</p> <p>② 事故対処が必要ときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管</p> <p>③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内落飛来物の影響を受けないための考慮</p> <p>④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応</p> <p>1.4 手順書の整備</p> <p>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>① UF₆の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制することを最優先とし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。</p> <p>② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。</p> <p>④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最優先にカスケード設備のUF₆排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>⑥ UF₆が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF₆等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</p> <p>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確認し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関すること（図-2参照）。</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽</p>				

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○: 反映要、×反映不要)
	<p>(中間製品容器)からの漏えいと火災による大気圧未満でUF₆を取り扱う機器からの漏えいが同時発生することを想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関すること。</p> <p>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関すること。</p> <p>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関すること。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、次の事項を含む第6条の表1に掲げる文書(「加工施設異常事象対策要領」)を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</p> <p>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制する。</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器(HF検知器)、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</p> <p>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</p> <p>3. 定期的な評価</p> <p>1) 各課長は、1及び2の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</p> <p>2) 運営管理課長は、1の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づ</p>				

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年4月15日申請)	再処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	廃棄物処理施設保安規定 (2022年4月15日申請)	差異説明等 (○:反映要、×反映不要)
	き、より適切な活動となるように必要に応じて、「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。				
17	別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長(第8条関係)	別表1 管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長(第17条関係)	別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長(第5条、第29条の3関係)	別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長(第8条関係)	○:表題を廃棄物管理施設に倣って適正化
18	別表4の2 初期消火活動に係る設備等(第21条の2関係)	別表7の2 初期消火活動に係る設備等(第29条の2の2関係)	別表2の2 初期消火活動に係る設備等(第12条の3関係)		○:別表の順序を再処理施設に倣って適正化
19	別表23 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度(第61条関係)	別表44 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度(第98条関係)	別表13 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度(第38条関係)	別表13 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度(第43条関係)	○:表題を廃棄物処理施設に倣って適正化
20	別表24 放射線業務従事者の線量限度(第61条関係)	別表45 放射線業務従事者の線量限度(第98条関係)	別表14 放射線業務従事者の線量限度(第38条関係)	別表13の2 放射線業務従事者の線量限度(第43条関係)	○:表題を廃棄物処理施設に倣って適正化
21	別表25 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度(第61条関係)	別表45の2 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度(第98条関係)	別表14の2 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度(第38条関係)	別表14 緊急作業従事者の線量限度(第43条関係)	○:表題を他施設と統一し適正化
22	別表26 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度(第61条関係)	別表45の3 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度(第98条関係)	別表14の3 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度(第38条関係)	別表14の2 緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度(第43条関係)	○:表題を他施設と統一し適正化
23	別表30 緊急作業についての教育(第76条関係)	別表49の2 緊急作業についての教育(第110条の2関係)	別表18の2 緊急作業についての教育(第48条の2関係)	別表18 緊急作業についての教育(第54条関係)	○:別表の順序を他施設に倣って適正化
24	別表30の2 緊急作業についての訓練(第76条関係)	別表49の3 緊急作業についての訓練(第110条の2関係)	別表18の3 緊急作業についての訓練(第48条の2関係)	別表18の2 緊急作業についての訓練(第54条関係)	○:別表の順序を他施設に倣って適正化